

真庭市告示第33号

真庭市公共下水道の一部について下記のとおり供用開始及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により告示する。

なお、関係書類の縦覧については、デジタル原則を踏まえた対応として、真庭市公式ホームページへの掲載をもって縦覧に供するものとする。

令和8年(2026年)3月16日

真庭市長 太田 昇

記

- 1 供用を開始する日
令和8年3月31日
- 2 供用及び処理開始区域
久世勝山処理区
真庭市久世地区の一部
落合処理区
真庭市落合垂水地区の一部
- 3 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 4 縦覧(掲載)場所
真庭市公式ホームページ (<https://www.city.maniwa.lg.jp/>)